

信州大学工学部と長野県中小企業家同友会との連携に関する協定書

信州大学工学部と長野県中小企業家同友会（以下「両機関」という。）は、相互の連携・協力により地域経済の活性化等のため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関が連携・協力のもと、地域の工業振興と産業の発展及び人材育成において寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）地域の発展に関わる共同研究・技術開発等の推進に関する事。
- （2）信州大学工学部と地域企業との連携を図るための施設利用等の推進。
- （3）企業における教育・人材育成の推進に関する事。
- （4）学生の教育、就職支援、インターンシップ等の現地学習に関する事。
- （5）地域の産業、企業の振興・発展に関する事。
- （6）その他両機関が必要と認める事項

（連携協議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関は必要に応じて協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、令和5年9月26日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（協 議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上各自1通を保管するものとする。

令和5年 9月26日

信州大学工学部長

天野良彦



令和5年 9月26日

長野県中小企業家同友会 代表理事

福島一明

